

初診時選定療養費の対象外となる条件について確認いたしましたのでご報告いたします。
療養担当規則「病院初診に関する基準」より、次に掲げる患者に徴収は認められない。

- ① 自施設の他の診療科を受診している患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者

以上に該当の場合や、緊急その他やむを得ない事情により受診した場合には請求しないこととなっております。

今回、令和元年度 第1回大和市立病院運営審議会においてご質問をいただき、回答させていただきました内容で誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

<修正内容>

- (1) 横田委員より小児救急について、小児については夜間や休日において、1次救急でも受けることとなっているが、紹介状なしで受診した場合には、選定療養費を請求するのか。との質問に対し、市立病院医事課 植川より、救急車にて来院した患者以外は請求する旨の回答をしましたが、後日調査した結果、直接ウォークインで来院された場合も請求しません。
- (2) 笠井委員より、病院近隣に居住の方が紹介状なしで、重症だが徒歩で救急受診した場合には、選定療養費を請求するのか。との質問に対し、後日調べて報告することになっていましたのでご報告いたします。
重症で時間外に救急来院された場合には、「緊急その他やむを得ない事情により受診した場合」に該当するため請求はできないと判断します。なお、軽症で救急の市内輪番日以外であった場合には選定療養費を請求します。